

## 令和6年度賦課金の徴収額・徴収方法及び徴収時期について

令和6年度美濃加茂市木曽川右岸用水土地改良区の賦課金の徴収額・徴収方法及び徴収時期を、次のとおり定める。

### 1. 賦課金の徴収額

経常賦課金は、次による。

ただし、賦課金の算出にあたって、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

#### (1) 経常賦課金

田・畠 10アール当たり 4,500円

### 2. 徴収方法

口座振替、もしくは現金納付（納付書での支払）とする。

### 3. 賦課期日

令和6年4月1日とする。

### 4. 賦課金の徴収期限

賦課金の徴収期限は、令和6年9月2日（月）とする。

### 5. 過怠金の額

過怠金の額については、定款第32条3項の規定により美濃加茂市税外収入の督促手数料および延滞金徴収条例によることとする。

### 6. 用水未給水地域については、賦課しない。